

第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
(1) 法学部の理念・目的は適切に設定されているか							
a	◎学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 【約500字】	法学部では、学則別表9に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定めるとともに、2012年作成の「教育・研究に関する長期・中期計画書」（資料1-1, 35～49頁）において、「権利自由」「独立自治」という建学の精神に則り、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインド」の育成を基本理念・目的として掲げている。この理念を実現するため、法学部では学部内に設置した自己点検・自己評価委員会、カリキュラム運営専門部会、人事計画委員会等、各種委員会の答申を年度計画に反映することで、PDCAサイクルに基づく組織的な取り組みを続けている。 これら基本理念・目的はグローバル化の進展する現代社会の求めに応じた幅広い教養と専門的知識ならびにその応用能力の育成を目指すものであり、学校教育法、大学設置基準に照らして適切といえる。					資料1-1 2013年度教育・研究に関する年度計画書 pp.35-49
b	●当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	法学部の将来的な方向については、グローバル化に対応した学部教育の拡充が「教育・研究に関する長期・中期計画書」に掲げられており、学部内に「グローバル人材育成のためのワーキンググループ」が設置された（資料1-2）。しかし、法学教育は国内法の教授に重点が置かれるため、グローバル化への対応が遅れている。					資料1-2 教授会議事録(2012年11月22日開催 議題10(1)「その他」、2012年12月13日開催 議題8 「グローバル人材育成のためにワーキンググループメンバーの選定について」)
(2) 法学部の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか							
a	◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること 【約150字】	理念・目的等について、学生については、法学部便覧（資料1-3, 11頁）、1年次に設置した演習科目、インターネットを介したニュース配信（資料1-4）等によって周知を図っている。教職員に対しては先の媒体のほか各種委員会、シラバスの執筆依頼（資料1-5）、教科書会議（資料1-6）、専門科目担当者懇談会（資料1-7）を開催し理念の共有を図っている。受験生等に対しては大学ガイド（資料1-8, 39～40頁）、学部ガイド（資料1-9, 3～4頁）、ホームページ（資料1-10）を通して公表している。	インターネット上のポータルページ（資料1-4）等を通して学生および教員にとって学部理念等の共有が可能となっている。ポータルページについてはほぼすべての学生が利用している。		教員によるネットワーク利用率を高め、学生に対するメッセージの発信を充実させる。		資料1-3 2013年度明治大学法学部便覧p11 資料1-4 Oh-o!Meiji System https://oh-o2.meiji.ac.jp/portal/oh-o_meiji/ 資料1-5 2013年度明治大学法学部シラバスの原稿作成について（お願い） 資料1-6 2012年度「教科書会議及び懇親会」の日程について 資料1-7 2013年度法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内について 資料1-8 明治大学ガイド2013 p39-40 資料1-9 明治大学法学部ガイド2013 pp3-4 資料1-10 明治大学ホームページ「法学部学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」 (http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/02.html)
(3) 法学部の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか							
a	●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	理念・目的の適切性の検証については、毎年度、「教育・研究に関する長期・中期計画書」作成時に、法学教育を取り巻く社会情勢を勘案しながら法学部執行部が責任主体となって見直しを行っている。2012年度は2月11日の教授会において見直しを行った。 なお、人事計画委員会における教員募集科目をめぐる審議は理念検証の場として機能している。	執行部及び人事計画委員会において適切に検証がなされている。	人事計画委員会では、理念の検証が委員会の目的に含まれていないため、検証結果を理念・目的の見直しにつなげる制度的保証がない。	多様な観点からの検証を実現するため、法学部自己点検・評価委員会と各委員会責任者との合同会議を制度化する。	理念・目的等を検証事項を審議するための学部内組織について規定を作成する。	検証の組織を制度化する。

第3章 教員・教員組織

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	G列の点検・評価項目について、必ず記述してください				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに
(1) 法学部として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか							
a	<p>●<教員像と教員組織の編制方針> 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約400字】</p>	<p>本学部において求められる教員像は、学校教育法第92条及び大学設置基準第4章に規定される教員の資格を踏まえた上で、本学部のミッションに適った人材育成を達成しうる者である。すなわち、人材育成や研究遂行に必要な学識、教育研究業績、社会的活動実績等を備えていることが条件となる。 法学部の教員組織の編成方針は、CP・DP実現のための組織を編成することであり、本学部では「教育・研究に関する長期・中期計画書」（資料3-1, 37頁）において、教員組織の編制方針として以下の3点を提示している。 (1)年齢構成のアンバランスの解消 (2)外国人教員の採用、改善 (3)本学部の国際プログラムやカリキュラム強化のための客員・特任教員の活用 これらを教授会で承認することで共有している。</p>					資料3-1 2013年度教育・研究に関する年度計画書 p.37
b	<p>◎<基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示> 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 【約150字】</p>	<p>専任教員の任用に関しては、公募を基本とした体制が採られている。（資料3-2） また、専任教員の任用・昇格については、「明治大学教員任用規程」（資料3-3）、「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準について」（資料3-4）、学部で定めた、「法学部教員任用に関する内規」（資料3-5）により明確に規定している。 教員の昇格に際しても学部内規である法学部研究業績審査基準（資料3-6）により、基準を明文化している。 専任教員の任用・昇格にあたっては、人事計画委員会において任用計画及び昇格方針の審議・決定をおこなう。任用・昇格手続きにおいては、専門科目委員会・教養科目委員会の審議・承認を受けた後、付議された案件について教授会審議をおこなったうえで承認をおこなう。</p>					資料3-2 明治大学法学部専任教員募集要項 資料3-3 明治大学教員任用規程 資料3-4 学部長会における教員の任用及び昇格審査基準について 資料3-5 法学部教員任用に関する内規 資料3-6 研究業績審査基準
c	<p>◎<組織的な連携体制と責任の所在> 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 【約300字】</p>	<p>本学部の組織的な教育を実施するために必要な役割分担と責任の所在については、法学部長が法学部教授会の議長として、学部に関する校務をつかさどり、教養教育の実施については教養科目委員会、専門科目については専門科目委員会が担っている。これら2つの委員会の審議を経た上で、最終的には教授会が本学部の教育研究に関わる責任を負う。学部執行部は、学部長、学科長、教務主任、一般教育主任で構成されている。 学部にとって重要な議案として人事計画やカリキュラム編成、入学試験があるが、人事計画については人事計画委員会を設置している。また、カリキュラム編成と入学試験については、将来計画検討委員会の下にカリキュラム運営専門部会と入試制度検討専門部会を設置しカリキュラム改正や入試制度変更等について審議をおこなっている。これらはいずれも専門科目教員、教養科目教員、あるいは関連する各科目担当教員を含めた構成員により委員会を設置し連携をとっている。</p>					

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p> <p>(2) 法学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか</p>							
教員の編成方針に沿った教員組織の整備							
a	<p>◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること(設置基準第7条第3項) 【約400字】</p>	<p>設置基準上必要教員数62名に対し、2013年5月1日現在の専任教員数は90名である。従来から課題となっているが、法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって、主要科目の専任教員数の充実が不可欠である。</p> <p>教員一人当たり学生数について、専任教員1人当たり学生数は、学部長会の決定により収容定員ベースでは教員一人あたり学生数を40名とすることを基準に整備することとしており、現状では38.9名である。(資料3-7)しかし、学生現員ベースでは、未だ移行期であることもあり、42.7名(2013年5月1日現在の学生数3,845名)となっている。(表3-1) 2013年度からはスチューデントレシオの向上のために入学定員を900名から100名削減し、800名とする改正をおこなった。</p> <p>教員組織のバランスについては外国人、女性教員の専任教員の積極的な受入れを「法学部人事計画委員会」(資料3-8)において検討している。2013年5月1日の時点で、5名の外国人の専任教員がいるほか、2名の外国人特任教員がいる。女性教員の割合は、徐々に増加している。2013年5月1日の時点で、専任教員90名中12名が女性である。(資料3-9) 専任教員の平均年齢は、2013年4月1日現在、54.1歳となっている。教員の年齢構成について61～65歳の割合が多い現状があるが、2007年度認証評価の際の「助言」事項でも指摘されており、以降毎年20～40代の教員を複数名任用している。2013年度は31～35歳1名、36～40歳2名の任用をおこない、年齢構成のバランス適正化を図っている。</p>		<p>2013年度から100名学生定員を削減したことにより、スチューデントレシオの向上が期待されるが、さらなる対策が必要である。</p>		<p>学生現員に対し、専任教員一人当たり学生40人の体制の実現へ向け、長期的な視点から教員任用計画を実施する。 教員の年齢構成のバランス適正化に向けて、毎年度の任用時に年齢も考慮した人事を行う。今後も人事計画委員会と連携し、計画的に任用していく。</p>	<p>資料3-7 学部長会資料(2008年12月10日開催) 資料3-8 法学部人事計画委員会記録(2012年6月8日～2013年3月5日開催) 資料3-9 明治大学データ表3-6 女性教員・外国人教員の状況</p>
b	<p>◎方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。 【600～800字】</p>	<p>教員組織の編制実態について、担当授業時間数は、平均11.7時間で、資格別では教授12.7時間、准教授10.8時間、講師7.7時間、助教6.0時間となっている。(資料3-10) 学部教育の国際化を推進するため、外国人特任教員2名及び国際法担当の日本人特任教員1名を配しており、方針と実態は整合している。</p> <p>法学部開設科目総数に占める専任教員の担当科目の比率(専兼比率)は、37.9%となっている。必修科目の52.6%は専任教員が担当しているが、選択必修科目においては兼任講師による割合が高くなっている。(資料3-11)</p>		<p>兼任教員数及び科目担当の割合が高い。 新しい分野の専門科目の専任教員が足りないことも問題である。 平均担当授業時間数が多く、研究時間の確保を考慮しなければならない。</p>		<p>専任教員と兼任教員の比率のアンバランスを解消し、専任比率を高めるため主要科目の変更等を含む新しい分野の専任教員の任用をすすめる。</p>	<p>資料3-10 明治大学データ表3-3 専任教員の担当授業時間 資料3-11 明治大学データ表4-1 開設授業科目における専兼比率</p>
教員組織を検証する仕組みの整備							
c	<p>●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【600～800字】</p>	<p>教員組織の検証プロセスについては、学部の執行部会議において、毎年度6月に「教育・研究に関する長期・中期計画書」(資料3-1)により教員・教育組織に関する長中期計画を策定し、教授会において承認している。 「教育・研究に関する長期・中期計画書」(資料3-1)の策定にあたっては、自己点検・評価結果を参考としながら、執行部において、教員・教員組織を検証し、その編制方針の見直しを行っている。 また、翌年1月に学長から示される「教員任用の基本計画」に従い、法学部執行部から法学部人事計画委員会(資料3-8)に諮問がおこなわれ、人事計画委員会において「学部教員任用計画」を策定し、教授会において承認を受けている。「学部教員任用計画」の策定にあたっては、学部の将来構想や必要な授業科目の検証と合わせて、補充・増員すべき教員の主要科目、資格を検証している。このように適切に検証プロセスを機能させている。</p>					

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか							
a	<p>●<規定に沿った教員人事の実施> 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。 【400字】</p>	<p>教員の任用に際しては、法学部人事計画委員会(資料3-8)の下、任用計画原案の策定、任用計画書の提出、任用方針の決定がなされる。その後、「明治大学教員任用規程」(資料3-3)、「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準について」(資料3-4)、学部で定めた、「法学部教員任用に関する内規」(資料3-5)にしたがい公募による募集を行う。審査手続は、科目委員会の議を経て教授会で審査委員会の設置を決定する。審査委員は3名であり、異なる科目担当の教員を配置する、複数回にわたる審査を行う、公開模擬授業を実施する等、手続の一層の明確化・透明化・客観化を進めている。科目の適合性の判定には、研究業績の他、教育や実践についての実績も考慮している。</p> <p>教員の昇格審査方法は、科目委員会の議を経て、教授会において審査委員会を設置し、審査委員を3名定めて、審査を行うものとしている。研究業績、教育実績、学内業務経験などを総合的に判定される。審査委員については、異なる科目担当教員も加わり適切性・透明性を担保している。</p> <p>専任講師任用時には論文3本以上、准教授並びに教授の任用・昇格時には論文5本以上を必要条件と定めている。</p> <p>法学部人事計画委員会(資料3-8)を設置し、中長期の人事計画や単年度計画の原案を策定するとともに、授業科目と担当教員の的確性に関する判断手続は整備されている。</p> <p>このように、人事計画に沿った任用・昇格が行なわれ、担当科目に相応しい人事配置が行なわれている。</p> <p>2012年度には専任教員2名の任用と専任教員2名の昇格をおこなった。</p>					
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか							
教員の教育研究活動等の評価の実施							
a	<p>●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 【400字】</p>	<p>教育・研究活動の活性化に資する業績評価について、法学部では専任教員に毎年度、前年度研究成果を報告する「特定個人研究費報告書」(資料3-12)の提出を義務付けている。</p> <p>さらに1年間の研究業績についての報告を文書による提出もしくは「専任教員データベース」(資料3-13)へのWebを通じた修正という形で求めている。</p> <p>賞与査定の際に、授業評価アンケート等を参考に学部長による総合的評価を行っている。</p> <p>また、専門科目担当者によって構成される明治大学法律研究所を組織し、その機関誌「法律論叢」を発行している。また、定期的に法学研究会を開催し教育・研究活動の活性化を図っている。</p>		<p>研究業績、教育業績、社会貢献業績等も含めた多面的業績評価体制を構築する必要がある。</p>		<p>教員選考基準として、研究業績に特化することなく、その他教育業績、社会貢献業績等も客観的に評価し、より多面的業績評価体制を構築していく。</p> <p>かつて組織されていたFD委員会を再度組織評価体制を構築する。</p>	<p>資料3-12 特定個人研究報告概要書 資料3-13 専任教員データベース (http://rwd2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/index.htm?lang=J)</p>
教員の資質向上のための研修・諸活動(FD)の実施状況とその有効性							
b	<p>●教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 (※)社会貢献、管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動。『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」(3)教育方法で評価します。 【600~800字】</p>	<p>教員の資質向上を図るための研修等については、以下のようなFD活動を行っている。</p> <p>全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。2012年度は海外プログラムの充実のため、海外でのFD講習会として国際連携事務室がアメリカ合衆国ネブラスカ大学オマハ校で開催している「Faculty Development Workshop」(2月23日から3月3日)に法学部教員3名が参加し、英語による授業運営方法、プレゼンテーション実習その他の研修を行った(資料3-14)。</p> <p>また、障がいのある学生を支援するため、当事者、支援学生、授業担当教員による「障害学生支援の懇談会」を毎年開催している。2012年度は2月に実施し、12名の法学部教員が参加した。(資料3-15)</p> <p>「障害学生支援の現状と課題」2012年5月12日(土)主催 明治大学専任教授連合会において、本学部所属学生の現状と課題について学部長が情報提供し、全学的な障害学生支援の展開に貢献した。法学部からは5名の教員が参加した。(資料3-16)</p>		<p>FD講演会に参加する教員が少ない。 また、海外研修の成果が各教員に反映されていない。</p>	<p>教授会等において、FD活動への参加をより一層促す。</p> <p>FD委員会においては、学部主催のFD講習会を開催する。 また、海外研修等の報告会を開催する。</p>	<p>資料3-14 大学教員のための海外研修の募集について 資料3-15 2013年度障がい学生支援に関する法学部懇談会(メモ)(2013年2月1日) 資料3-16 障害学生支援の現状と課題 明大専任教員連合会(2013年1月)</p>	

第4章 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p> <p>G列の点検項目について、必ず記述してください</p>							
<p>(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか ※「教育目標, DP, CP」の全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。</p>							
a	<p>◎理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。 【約800字】</p>	<p>法学部は、教育目標として学則別表9に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定め公開しているが、この目的を達成するため、目指すべき人材像、具体的到達目標、修得すべき成果、諸要件を明確にした「学位授与方針」を教授会において定め(資料4-1-1)、これをホームページ(資料4-1-2)で公開している。そして、学部の教育目標で挙げた「現代社会の要請にこたえる自立的な市民社会の担い手」を育成するために、学位授与方針において「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目指すべき人材像として明記しており、その学習成果として「国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成」を明記している。そのうえで学位授与方針において法的素養ならびに国際性豊かな批判的精神、幅広く深い教養、事実を冷静に直視し把握する能力、そしてこれらを統合して自由自在に使いこなすことのできる優れた知的能力の涵養を目標としている。その達成のための諸要件として、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、演習科目群、コース科目群、自由選択科目群等から所定の単位数を習得することとしている。必要修得単位数128単位の卒業要件を満たした者に対して「学士(法学)」を授与している。(資料4-1-3, 4-1-4, 4-1-5)</p>				<p>資料4-1-1 教授会議事録(2013年2月11日開催 議題9「ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しについて」)</p> <p>資料4-1-2 明治大学ホームページ(ディプロマ・ポリシー) http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/degree/faculty_dp.html</p> <p>資料4-1-3 2013年度法学部便覧</p> <p>資料4-1-4 2013年度法学部シラバス(授業計画)</p> <p>資料4-1-5 学部演習案内2013年度</p>	
<p>(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか ※「教育目標, DP, CP」の全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。</p>							
a	<p>◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。 【約600字】</p>	<p>学位授与方針に示した修得すべき成果を達成するため、教育課程の編成理念、教育課程の編成方針を明らかにした「教育課程の編成・実施の方針」を教授会において定めている(資料4-1-6)。教育課程・教育方法の基本的考え方は、学位授与方針に示された目標に基づいて、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、自由選択科目群等を体系的に履修できること、また、「法曹」、「公共法務」、「ビジネスロー」、「国際関係法」、「法と情報」の5コース制を採用していることである。</p>		<p>ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーでは科目群名、必修科目名等の列挙に終始し、これらの科目を必修とする意義等が不明確である。また、これらの科目名を列挙する理由が不明確である。</p> <p>さらに、そもそもの教育方針等のこれらの文書において明示すべき重要項目が、ほとんど示されていない。</p>		<p>DP・CPに、科目名の列挙だけでなく、教育方針等の重要項目を具体的かつ分かりやすい言葉で提示する。</p> <p>また、各コースの理念や、それぞれがどのような卒業生像を想定しているのかを明確にし、各科目を履修する意義、とりわけ必修科目を履修する意義を明確に示す。</p>	<p>資料4-1-6 明治大学ホームページ(カリキュラム・ポリシー) http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/class/faculty_cp.html</p>
b	<p>●学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。 【約200字】</p>	<p>学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関については、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」という学位授与方針を現代社会で実現するため、教育課程の編成・実施方針ではバランスのとれた多様な科目展開をその骨子として示している。そして、教育課程の編成・実施方針で示された科目を五つのコースへ振り分け、学位授与方針の具体化を図っている。</p>		<p>DP・CPでは、教育目標と演習科目群、コース科目群、夏期法学研修の連関について説明がない。</p>		<p>DP・CPにおいて、5コース制のより具体的な方針を示し、必修科目・コース必修科目の位置付けおよび必要性を簡潔に説明する。また、教育編成上の夏季法学研修の位置付けを明確にする。</p>	

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料		
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】			
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検項目について、必ず記述してください				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに	
(1) 教育課程の編成方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか								
必要な授業科目の開設状況								
a	◎CPに基づき、必要な授業科目を開設していること。 【600字～800字程度】	法学部は、人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成を実現するために、教育課程編成・実施方針に基づいて「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」の5コース制を採用し、授業科目を設置し、体系的に編成している(資料4-2-1)。 2012年11月8日法学部カリキュラム運営専門部会(資料4-2-2)および11月22日教授会(資料4-2-3)において、5コース制の特色をより明確にした新カリキュラムを2013年度入学者から適用することを決定している。(資料4-2-4) 2012年度法学部入学生の卒業に必要な単位は、128単位である。法学部の開講科目は、総合教養科目群32科目、日本語科目群14科目、情報科目群27科目、外国語科目群156科目、保健体育科目群4科目、法律必修科目群8科目、演習科目群8科目、法曹コース科目群105科目、公共法務コース科目群90科目、ビジネスローコース科目群100科目、国際関係法コース科目群156科目、法と情報コース科目群107科目、自由選択科目群16科目、留学関係科目5科目である。(資料4-2-5、33～70頁) 上記の科目のうち、法律必修科目群(現代法入門、憲法(人権)、民法(総則)、刑法(総論))16単位、演習科目群(法律リテラシー、教養基礎演習、専門演習A、専門演習B)12単位、日本語科目群4単位、保健体育科目群2単位の計34単位を必修科目とし、コース科目群科目44単位、総合教養科目群12単位、外国語科目群(2か国語)16単位の計72単位を選択必修科目として、法学部の教育課程編成・実施方針に照らして学ぶべき科目を、学生の学習目標に応じて適切に選択できるように必修科目および選択必修科目を指定している。 初年次教育科目である法律リテラシー(2単位)および教養基礎演習(2単位)、3・4年次配当の演習科目である専門演習(8単位)を必修にしており、少人数教育の機会を確保している。					資料4-2-1 法学部ホームページ「法学部の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」 (http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/01.html) 資料4-2-2 法学部カリキュラム運営専門部会議事録(2012年11月8日開催議題1「2013年度新カリキュラムについて」) 資料4-2-3 法学部教授会記録(2012年11月8日開催、議題11「2013年度新カリキュラムについて」) 資料4-2-4 2013年度法学部時間割 資料4-2-5 2012年度法学部シラバスpp.33-70	
b	◎幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること 【200字～400字程度】	総合教養科目を32科目47コマ開講している。卒業に必要な単位数128単位のうち、総合教養科目12単位を選択必修とし、20単位を上限として卒業要件単位への参入を認めている。 また、人文科学・社会科学・自然科学の枠組みにとらわれない総合教養科目として、古代インド思想、沖繩米軍基地、東南アジア学、音楽と科学、日中経済関係、東日本大震災に伴うボランティア、セクシャリティなどをテーマとする「自由講座」を11コマ開講している。(資料4-2-6)このことにより、学生の多様な関心に応える教養科目を提供できている。	法学部の教養科目は既に十分に幅広く、充実しているが、現代的な諸問題の考察と解決に資するため、専門演習における教養科目分野への履修へとつながっている。 専門演習は91コマ開講しているが、うち教養科目分野は14コマであり、3年生(専門演習A I・II)108名・4年生(専門演習B I・II)101名が履修している。		複数の専門演習の履修を可能にする。		資料4-2-6 2012年度法学部シラバス pp.98-104	
順次性のある授業科目の体系的配置(履修体系図やコース系統図の明示、科目相関図、4年間の履修モデル、適切な科目区分など)								
c	●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(学生の順次的・体系的な履修への配慮) 【約400字】	学生への順次的・体系的な履修への配慮については、以下のとおりである。 順次的履修について、法律学の専門科目については、1年次配当、2年次配当、3・4年次配当の3段階に区分し、学生が基本・基幹科目から展開・応用科目へ段階的に履修できるように配慮している。例えば、1年次配当科目である現代法入門、憲法(人権)、民法(総則)、刑法(総論)を学んだうえで、2年次配当科目の憲法(統治)、民法(物権)、民法(債権)、民法(親族・相続)刑法(各論)、商法総則・商行為法を学び、その上で3・4年次で労働法や経済法などの展開・応用科目を学ぶ順番としている。 体系的履修について、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」という教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラム体系図(資料4-2-7)において、履修の体系図を明示している。また、1年次後期(10月)に実施するコース制ガイダンスにおいて、学生に各コースの教育内容を理解させている。 教育課程の編成・実施方針に掲げる「人間性・国際性」の涵養のため、基礎法科目(法哲学、法思想史、法史学など)および外国法科目(アメリカ法、フランス法、中国法など)を、法律学の専門科目と並行して学ぶべき選択必修科目としている。特に、「国際関係法コース」ではコース専門文化科目(ヨーロッパ文化、アジア文化、中南米文化、日本文化など)を選択必修科目としている。	1年生配当の必修科目「法律リテラシー」と「教養基礎演習」を少人数教育でおこない、法律学の学び方、法律学の基本及び研究報告の形式、論文・レポートの作成方法、文献の引用など、大学での研究に必要な技法を徹底することにより法学部の学問への理解を深め、2年次からのコース制選択に至る科目の体系的修得につながる。	2012年度カリキュラムは、法律学の学修に必要な最低限な科目(現代法入門、憲法(人権)、民法(総則)、刑法(総論)計16単位を法律必修科目群に配置し、それ以外の科目については学生の学習目標に応じて、学生の自主性を尊重しながら比較的自由に選択させるものとなっている。しかしながらこのことにより、基本科目から応用科目の順に段階的に科目を選択することができない学生や、コースの教育内容を十分に理解せずにコースや履修科目を選択する学生が増加するという弊害が生じている。	「法律リテラシー」および「教養基礎演習」の授業内容について検証し、授業担当者間で授業内容・方法についてのコンセンサスを共有する	2012年度中にカリキュラムの改訂作業を終え、2013年度入学者から、法律必修科目群を1年次および2年次に計24単位配置するとともに、各コース別の必修科目を新たに定め(法曹コース18単位、公共法務コース8単位、ビジネスローコース14単位、国際関係法コース4単位)学生が基本科目から順に段階的に履修し、かつコース別に必要な科目を確実に履修できるような新カリキュラムを導入することを決定した。	5コース間で必修単位数に最大18単位の差があり、このことが学生のコース選択に影響を与える可能性があるため、コース選択状況について中・長期的に留意する必要がある。 必修科目の増加にともなってコマ数の増加や教室不足が生じる可能性があるため、開講科目全体のなかで開講コマ数や教室利用の調整をはかる必要がある。	資料4-2-7 法学部ホームページ「カリキュラム体系図」 (http://www.meiji.ac.jp/hogaku/curriculum/index.html)

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。							
C列の点検項目について、必ず記述してください							
教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性							
d	<p>●教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか</p>	<p>教育課程の検証プロセスについては、法学部長を委員長とする「法学部将来構想検討委員会」のもとに設置される「カリキュラム運営専門部会」において行っている。</p> <p>2012年度は、2005年度から実施されているカリキュラムの検証および改訂に向けた作業をカリキュラム運営専門部会および同専門科目ワーキンググループにおいて行った。その結果、a)5コースの特徴をより明確にするために必修科目・選択必修科目を増やす、b)初年次教育をより効果的に行うために法律リテラシーの配当学期を1年次前期・後期から1年次前期に変更する、c)少人数教育の充実のためにプロゼミを1・2年次配当の選択必修科目とする、などを主な内容とする新カリキュラムを2013年度入学者から適用することをカリキュラム専門部会において決定し、執行部会の審議を経て、教授会にて承認した(資料4-2-2)。</p> <p>カリキュラム運営に対する教職員の関心は高く、2012年度中にカリキュラム運営専門部会を8回、同専門科目ワーキンググループを4回開催し、委員およびオブザーバー教員が参加して検討を行った。また、同会議において、初年次教育科目から専門科目への移行を円滑かつ充実させていくために、教養科目、専門科目の担当教員が相互に意見交換できるよう、議論を重ねた。</p> <p>また、学生からの要望により、主要講義科目についての同一科目授業コマ数の増加、和泉キャンパス開講科目の駿河台キャンパスでの併設開講、グローバル化に対応するニーズに応え外国人教員による外国語による外国語科目・専門科目の授業の開講、国際教育プログラムへの積極的参加、セメスター制度・半期履修制の導入などの実現をはかっている。</p>	<p>各授業科目担当者がカリキュラム運営に関する問題点を共有しながら、検証および改訂に向けた作業を行うことができている。</p> <p>2013年度より初年次教育についてのカリキュラム改訂を行ったが、内容を検証し、質を高めていく必要がある。今後もカリキュラム運営専門部会(資料4-2-8)を定期的に開催し、教養科目と専門科目の連携を強めていく。</p>		<p>法曹界やインターンシップ受入企業による第三者評価をおこなう。</p>		<p>資料4-2-8 カリキュラム運営専門部会記録(2012年4月26日～2013年1月26日開催)</p>
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか							
教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容(何を教えているのか)							
a	<p>◎何を教えているのか。どのように教育目標の実現を図っているのか。 【1200字程度】 ※教育の内容そのものですので、しっかりと説明願います。</p>	<p>法学部の教育内容については、『シラバス』およびOh-o!Meijiポータルサイトにおいて明示している。(資料4-2-1)(資料4-2-2)</p> <p>法学部では、学生の学習目標および進路に応じて科目を選択させるために、5コース制を採用している。各コースとも、法律必修科目群(現代法入門、憲法(人権)、民法(総則)、刑法(総論))の履修を前提として、各コース(進路)別の専門科目(コース科目群)を履修するものとしている。</p> <p>「法曹コース」は、法科大学院に進学して法曹(弁護士・裁判官・検察官)を目指す学生を対象に、憲法(統治)、民法(物権)、民法(債権)、刑法(各論)、会社法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法など、法科大学院進学にあたって法学部で既修しなければならない科目をコース科目に配置している。このコースでは、論文作成能力や高度な論理的思考力の涵養のために、司法演習、憲法特講、民法特講、刑法特講を設置している。</p> <p>「公共法務コース」では、公務員をはじめとする公共・公務職を目指す学生を対象に、行政法、地方自治・公務員法、行政学、租税法、犯罪学、教育法などをコース科目に配置している。</p> <p>「ビジネスローコース」では、企業・ビジネス社会で将来活躍する学生を対象に、Business Law in English、民法(契約)、銀行取引法、金融商品取引法、不動産法、登記・供託法などをコース科目に配置している。</p> <p>「国際関係法コース」では、国際機関やグローバル企業で将来活躍する学生を対象に、国際法、国際組織法、国際人権法、国際私法、国際取引法などの専門法律科目に加え、国際関係論、国際政治史、外交史などの文化科目や、法律英語、法律外書講読などの外国語科目をコース科目に配置している。</p> <p>「法と情報コース」では、情報技術分野において将来活躍する学生を対象に、情報技術分野の法に関する科目(情報法、法情報学、サイバー法など)と、情報技術関連科目(情報通信技術、数値情報論、画像情報論、デジタルコンテンツなど)をコース科目に配置している。</p> <p>全てのコースにおいて、法律学の学び方を学ぶ法律リテラシーと、レポートの作成方法やディスカッション・プレゼンテーションの技法を学ぶ教養基礎演習を必修科目としている。同様に全てのコースにおいて、3年次および4年次に専門演習(各4単位)を必修科目として、少人数教育の機会を確保している。</p> <p>法学部では、教育課程の編成・実施方針に掲げる「人間性・国際性」の涵養のため、上記の科目に加えて、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、留学関係科目群、国際教育プログラム科目群を設けている。特に留学関係科目群および国際教育プログラム科目群では、法律・文化・政治・経済・異文化理解について英語で学ぶ科目を提供して、英語でのコミュニケーション能力および異文化理解力の向上をはかっている。</p>	<p>「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインド」の育成という教育理念の実現のために、海外留学を目指す学生が法学部で学びやすい環境を整備している。外国法科目(アメリカ法、イギリス法、フランス法、ドイツ法、EU法、中国法)および文化科目(北米文化、中南米文化、アジア文化、ヨーロッパ文化、イスラーム文化、日本文化、比較文化、超域文化)に関する科目を充実させているほか、英語による授業科目を「Introduction to Modern Law I/II」「Business Law in English」をはじめ17科目23コマ開講して、学生に外国法および外国文化に対する理解の深化と、英語で専門科目を学ぶ機会を提供できている。</p>		<p>グローバル人材育成ワーキンググループにおいて、専門教育と語学教育の一層の連携強化を図りつつ、海外留学や海外業務に堪える法律専門知識、語学力および異文化理解力をもつ学生を育成するための教育内容および方法を引き続き検討する。</p>		

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>						
<p>C列の点検項目について、必ず記述してください</p>						
<p>特色ある教育プログラムの内容とその効果(当該学部等固有のプログラムやGP採択事業など)</p>						
b	<p>●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>法学部の特色あるプログラムとしては、大学院法学研究科との連携として、法学部4年次に在籍し、大学院法学研究科が定める資格を有する者は、法学研究科博士前期課程設置科目(法学研究コースの講義科目のみ)を12単位まで履修することを認めている。修得した単位は、学部の卒業要件に含めることはできないが、大学院進学後に大学院の修得単位として認めている(資料4-2-9, 17頁)。 また、大学院及び専門職大学院への進学のため、法学部を3年早期卒業できる制度を設けている。2012年度は、4名の法学部4年生が法学研究科博士前期課程設置科目を受講した。 3年早期卒業後、法学研究科へ進学・修了した5名のうち4名が法学研究科博士後期課程へと進学した。 全学のインターンシッププログラムの他に、法学部では独自に、企業の法務部や司法書士事務所において法律関連業務のインターンシップを行うプログラムを実施している。インターンシップについては応募者は少ないものの、2012年度は13名と前年度より6名増加し、確実に学生に浸透している。</p>	<p>2012年4月に13名の法学部卒業生が、2013年4月に14名の法学部卒業生が明治大学大学院法学研究科に入学し、大学院法学研究科との連携の効果があらわれている。 また、2012年度に6名の法学部3年生が3年早期卒業し、2013年度4月に4名が他大学を含む法科大学院へ、1名が明治大学会計専門職大学院へ、1名が明治大学大学院法学研究科へ進学した。(資料4-2-10)</p>		<p>大学院先取科目の充実を図り、留学を含む、学部・大学院一貫カリキュラムを検討する。</p>	<p>資料4-2-9 2013年度法学部便覧p.17 資料4-2-10 法学部ホームページ「3年早期卒業」 (http://www.meiji.ac.jp/hogaku/govern_special/earlygrad.html)</p>
<p>学部間等における国際的な教育交流の内容とその効果(学部間協定、短期海外交流など)</p>						
c	<p>●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>法学部独自の国際的な教育交流としては、以下の2件があげられる。 (a)ケンブリッジ大学ベンプルック・カレッジに法学部生を短期派遣して、イギリス法の授業およびフィールドトリップを受講する「ケンブリッジ大学夏期法学研修」を実施している。2012年度のプログラム(8月12日から9月11日まで29泊31日)には、30名の法学部生が参加した(資料4-2-11)。夏期法学研修をより効果的に実施するため、夏期法学研修の受講を希望する学生向けの事前学習科目として留学基礎講座A・B・Cを開講しており留学基礎講座B・Cについては履修していることが研修への応募資格となっている。さらに、事前には出発前研修を開催し受講させている。修了者は、研修評価について教授会審議を経て、留学関係科目A～EⅠ・Ⅱのうち2単位を「認定」として単位認定される。また、研修終了後には研修報告書を発行するとともに、研修修了者による研修報告をおこなっている。 (b)外国人を対象とする短期留学生受け入れプログラムとして、「Meiji University Law in Japan Program」および「夏期短期社会科学プログラム」の2プログラムを実施している。明治大学国際連携機構に協力して、前者は、日本法についての授業およびフィールドトリップを英語で実施するものであり、2012年度のプログラム(7月23日から8月3日まで10日間)には、イギリス、ドイツ、シンガポール、ブラジルなどから計10名が参加した(資料4-2-12)。後者は、日本の政治・経済・法についての授業およびフィールドトリップを日本語で実施するものであり、2012年度のプログラム(7月9日から20日まで10日間)には、フランス、中国、オーストラリアなどから計9名が参加した(資料4-2-13)。 学生に対してより多様な短期留学の機会を提供するため、アジアおよび太平洋地域の諸国において、短期に学生を派遣する法学研修プログラムを新たに開発している(資料4-2-14)</p>	<p>ケンブリッジ大学夏期法学研修を通じて短期留学を経験する法学部生の人数が、年々増加している(2010年度16名、2011年度18名、2012年度30名)。事前学習科目である留学基礎講座Aを受講する学生数も2010年度から2012年度までに27名、38名、77名と増加しており、学生の留学への関心を高める効果をもたらしている。 また、夏期法学研修の参加者が長期留学したり、3年早期卒業して法科大学院に進学したりするなど、学生の勉学意欲と能力の向上に資している。</p>		<p>学生の送り出しにとどまらず、ケンブリッジ大学学生の受け入れや教員交流プログラムに発展させる。</p>	<p>資料4-2-11 法学部ホームページ「明治大学法学部 2012年度ケンブリッジ大学夏期法学研修報告書」 (http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/6t5h7p00000hm86-att/6t5h7p00000ef7j.pdf) 資料4-2-12 国際連携機構ホームページ「Law in Japan Past Program 2012」 (http://www.meiji.ac.jp/cip/english/programs/law/past.html) 資料4-2-13 国際連携機構ホームページ「2012年度夏期短期社会科学プログラム「日本の法・政治・経済」を開催しました」 (http://www.meiji.ac.jp/cip/info/2012/6t5h7p00000d27bo.html) 資料4-2-14 グローバル人材育成のためのワーキンググループ議事録(2013年4月18日開催。議題「アジア圏等の大学との提携・相互交流について(継続)」)</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか</p>							
a	<p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。 【約150字】</p>	<p>教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、学部長メッセージとカリキュラムの特長として記述されており、ホームページ（資料4-1-7）および学部ガイド（資料4-1-8、1～4頁）等によって社会へ公表されている。また法学部便覧（資料4-1-3、12～13頁）にも明記されており、教職員および学生などの大学構成員に周知されている。</p>		<p>関係する文書類をホームページ上で公開し、更新を常におこなうことにより、学生・教職員のみならず、受験生等、広く社会一般に対して最新の情報を周知しているが、どのような効果があがっているかは明確ではない。</p>		<p>教育目標等について、大学関係者だけでなく、社会から理解してもらうために、より多くの情報をよりわかりやすい言葉で提示する。 また、このような周知や公表の効果について、学生アンケートの実施、進学イベント等での受験生アンケート集客、受験情報企業のランキング等の外部からの評価などで得られたデータに基づいて、フィードバック作業を行う。</p>	<p>資料4-1-7 明治大学ホームページ(学部長メッセージ) http://www.meiji.ac.jp/hoga/ku/outline/dean.html 資料4-1-8 法学部ガイド2013 pp1～4</p>
<p>(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか</p>							
a	<p>●教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】</p>	<p>理念およびD Pの実質化を図るため、法学部人事計画委員会では教員採用人事における主要科目の検討をとおして理念の検証を継続的に行い、カリキュラム運営専門部会では卒業要件等の検討をとおして学位授与方針の検証を行っている。また、インターンシップ運営専門部会では学生派遣の際に派遣先企業と意見交換を行っており、学位授与方針検証の機会となっている。</p> <p>毎月1～2回開催されるカリキュラム運営専門部会において、定期的に検証を行っている。カリキュラム専門部会は、教授会の下に設置された法学部将来計画検討委員会の一部会であり、同専門部会の下に、「専門科目に関するワーキンググループ」等の専門的な検討組織を設け、科目別の問題点を検討し、専門部会に報告している。専門部会に報告された答申は、将来計画検討委員会に付議された後、執行部会審議を経て教授会において審議がおこなわれている。</p> <p>2012年度については2012年11月22日と2013年2月11日に教授会にて審議がおこなわれた。</p> <p>カリキュラム運営専門部会は、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に合致したカリキュラムの検討を継続的に行い、初年度教育に関しては学生に対するアンケートを実施し、その適切性を検証した。</p> <p>さらに、国際化に向けたプログラムに関する紹介がなされている教育課程・実施方針については2013年度カリキュラム改正に伴い一部修正をおこなった。（資料4-1-9）</p>		<p>これらの方針等において示された理念・目標等が学生の実際のニーズと合致しているか不明な点も存在する。</p>		<p>学生との理念・目標の共有、変化する学生・社会の法学教育へのニーズを的確に把握するためアンケート等を充実させる。</p>	<p>資料4-1-9 教授会議事録(2012年11月22日開催 議題4「教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の改正について」)</p>

第4章 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育方法及び学習方法は適切か							
教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態（講義科目、演習科目、実験実習科目、校外学習科目等）との整合性							
a	◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること【約800字】	法学部では、1年次には「法律リテラシー」および「教養基礎演習」という15～20名程度の少人数科目を必修科目として配置し、法律および教養科目の学習方法の習得を目指している。また、1・2年次配当の日本語科目、外国語科目、保健体育科目は基本的にクラス単位の編成によって双方向授業を実施している。総合教養科目では講義形式をとる授業が多い。 1・2年次の法律系科目は講義の形式をとるが、履修者の多い科目では、同一科目を複数コマ提供することで、適正規模による授業運営に努めている。 2～4年次では講義科目を中心とする各コース科目を設置している。コースとして、「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」を採用し、各コースに必要な科目を体系的に編成している。加えて、原則としてすべての学生が外国法系科目、法哲学などの基礎法系科目を履修することとし、人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成に寄与している。 3～4年次には「専門演習A」「専門演習B」を必修科目として配置し、数名から十数名の演習形式によって、問題発見能力、調査能力、論理能力、プレゼンテーション能力、討議能力など総合的な力を育むよう指導している。					
b	●教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法を取っているか。【約400字】	遠隔授業等のメディア授業による単位認定に関して、2011年度に学則別表の改正が行われ、法学部設置科目の「数理と情報Ⅱ」および「自由講座（東日本大震災に伴うボランティア実習）」の両科目について、2012年度よりメディア授業を併設できるようになった。「数理と情報Ⅱ」については15回の授業すべてをメディア授業でおこなっている。（資料4-3-1） 初年次教育科目である法律リテラシー（2単位）および教養基礎演習（2単位）、3・4年次配当の演習科目である専門演習（8単位）を必修にしており、少人数教育の機会を確保している。 講義科目においてもリアクションペーパー、レポート、ポータルページの利用等において双方向性を確保している科目がある。 ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジに法学部生を短期派遣して、イギリス法の授業およびフィールドトリップを受講する「ケンブリッジ大学夏期法学研修」を実施している。2012年度のプログラム（8月12日から9月11日まで29泊31日）には、30名の法学部生が参加した。（資料4-2-7） また、各授業担当者について年間1回はゲスト講師を招く授業を行うことができるようにしている。	少人数教育の演習科目を重視し、1年次には、「法律リテラシー」と「教養基礎演習」を併置し、法学教育の早い段階での丁寧なフォローを実施し大学教育に順応する等の効果をあげている。（資料4-3-2）	講義科目が必要単位の大部分を占めるため、自立学習が不足する可能性がある。	少人数教育の重視は他の科目についてみても相応の効果を生んでいると考えられることから、演習科目そのものの見直しも視野に入れながらも、演習科目充実の姿勢は今後も維持する。講義科目についても、同一科目の授業コマ数を増加する等の方法により、最大でも250～300名規模に抑える努力を継続する。	自立学習を促す問題解決型の実践型授業を増加する。 高等教育機関にて展開される学問に対する認識・意識改革を図り、学生に自律的な学習を促す方策を検討する。	資料4-3-1 明治大学学則別表1（法学部） 資料4-3-2 カリキュラム運営専門部会記録（2012年10月4日開催、議題3「『教養基礎演習/法律リテラシーで学生が獲得した知識と能力』アンケートについて」）
履修科目登録の上限設定、学習指導・履修指導（個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫							
c	◎1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置が取られていること。（学部）【約200字】	法学部では、授業内容の段階的履修を円滑に進め、卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2010年度以降のカリキュラムでは、1年間の履修科目登録の単位数は各年次46単位を上限として設定している。2011年度入学者より、2年次進級時に進級判定を行い、履修単位が所定の基準に満たない者を原級（留年）させる制度を導入した。					
d	●履修指導（ガイダンス等）や学習指導（オフィスアワーなど）の工夫について、また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。【約200字～400字】	学習指導および履修指導については、まず、4月上旬に学年別のガイダンスを実施している。4月下旬の履修登録時に、主に成績不振者に対して、ガイダンス実施時や事務室窓口で個別に履修登録の指導を行っている。また、1年生に対しては10月に、コース選択のためのガイダンスを実施している（資料4-3-3）。各授業における学習状況の把握に関しては、半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出を行わせる他に、長期欠席者については学部事務室等からの呼び出しを通じて 学習指導をおこなっている。学生の質を確保・検証するための方途として、外国語の各種検定試験や、法学検定試験等、各種検定試験の受験を奨励している。	1年生後期に実施するコース選択のためのコース制ガイダンスの実施、および各種検定試験の奨励が、明確な意思をもってコース選択をおこなうことにつながっている。 このことは、法曹コースにおける法科大学院への進学者数や公共法務コースにおける公務員就職者数に現れており、学生のキャリアパス形成において一定の成果をあげている。（資料4-3-4）	オフィスアワーが実施されていない。 履修方法等の理解不足による履修ミスを減らすため、学生に対する履修指導を徹底させる方策が必要がある。（資料4-3-5）	初年次ガイダンスだけではなく、2年次以降もガイダンスを実施することにより、履修ミスによる原級者の減少を図るとともに、各自のキャリア形成を考える機会を設ける。	オフィスアワーの実施を検討する。 カリキュラム運営専門部会において履修指導の方策を検討する。 進級条件の設定を見直しにより、単位制度の実質化を一層進める。	資料4-3-3 法学部コース制ガイダンスの実施について 資料4-3-4 2012年度卒業生コース別進路一覧表 資料4-3-5 カリキュラム運営専門部会記録（2012年12月13日開催、議題1「CAP制について」）

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料		
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述			
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>								
<p>学生の主体的参加を促す授業方法（学習支援、TAの採用、授業方法の工夫等）</p>								
e	<p>●学生の主体的な学びを促す教育(授業及び授業時間外の学習)を行っているか。 【なし～800字】</p>	<p>法学部では2003年に全学に先駆けてTAによる学習支援制度を導入した。2012年度には17名の大学院法学研究科学生をTAに採用し、駿河台、和泉両キャンパスに「TAルーム」を開設して、来訪した学生の必要に応じる形で学生の主体的な学習を支援している。2012年度は前期・後期合計で延べ294名の学生がTAルームを利用した(資料4-3-6, 20～24頁)。 演習科目などの少人数科目では、KJ法やラベルワーク、ブレインストーミング等の創造技法、グループワークやワールドカフェ等の集団技法を用いて、学生参加型の授業を展開している。また、ICT活用授業においては、Oh-o!Meijiクラスウェブのディスカッション(電子掲示板)上で議論する方法の採用や、携帯電話を利用したツールやクリックを用いるといった面接と遠隔の両方で利用可能なツールを活用して双方向性を実現している例もある。</p>	<p>2003年度から導入した学習支援目的のTA制度は、学生間で定着をみせ、利用者が増加している。</p>	<p>TAルームの利用が定期試験前に偏っており、授業内容の理解が不十分な学生に対する継続的・効果的な学習支援がなされていないことから、ティーチング・アシスタントの増員を含むTAルームの一層の支援体制の充実・強化を図る必要がある。 また、予習・復習に関する意欲があまり高くない学生もいることから、自主的な学習意欲を向上させるための取組みが必要である。</p>	<p>ガイダンス等の機会を用いて学生に対するTAルームの認識と周知を深め学生の更なる利用率向上をはかる。</p>	<p>TAルームを通じた継続的、効果的な学習支援を充実させるため、授業理解が不十分な学生とより高いレベルを目指す学生の双方に対するアシスタント制度を確立し、TAルームの利用者数を増やす。</p>	<p>資料4-3-6 明治大学法学部学習支援業務 2012年度(第10期)業務報告書 pp.20-24</p>	
<p>(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか</p>								
a	<p>◎授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること【約300字】</p>	<p>全学部統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。 特に2013年度からはシラバスをホームページで公開している。</p>	<p>シラバス内容の記述にみられた精粗、特にシラバスへの成績評価基準の明示については、かなりの改善が見られる。</p>		<p>成績評価方法・基準等の記載を中心に、より一層の明確化を、シラバス作成時のチェック体制を拡充することにより図る。</p>			
b	<p>●シラバスと授業方法・内容は整合しているか(整合性、シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握)。 【約400字】</p>	<p>授業内容・方法について、語学や体育のような同一科目複数クラスの授業では、ある程度統一性を必要とするため、統一された一つのシラバスを掲載し、個々の教員で異なる点がある場合には、Oh-o!Meijiシステム上に個別に掲載することで対応しており、授業内容・方法とシラバスの整合性はとれている。毎学期に実施している授業アンケートにおいて、「授業で教えられたことは、シラバス等で授業前に示されていた学習目標と合致していますか」、「課題や宿題などは授業の主題を理解する上で有効ですか」の調査項目を通じて、シラバスの到達目標の達成度を調査している。これらの項目についての学生(全学)の満足度は、2011年度後期の調査ではそれぞれ95%、91%ある。同様に、「予習・復習に熱心に取り組んでいますか」、「この授業にはどの程度出席していますか」の調査項目によって学習実態を把握している。これらの項目についての学生(全学)の回答は、予習・復習に熱心に取り組んだとする者が60%、授業にほぼ全て出席したとする者(80%)と3分の2以上出席したとする者(17%)の合計が97%である。(資料4-3-7)</p>	<p>シラバスの到達目標の達成度についての学生(社会科学系科目)の総合的な満足度は、非常に高く、シラバスと授業内容の整合性が高いものになっていると評価することができる。</p>		<p>今後ともシラバスと授業内容の整合性が高くなるよう、専門の委員会にてシラバスと授業改善アンケートの内容を確認する。</p>		<p>資料4-3-7 明治大学ホームページ(明治大学FD・教育評価専門部会「授業改善のためのアンケートの回答結果」) (http://www.meiji.ac.jp/edu/fd/enquete/enquete_3.html)</p>	
c	<p>●単位制の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、また、シラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 【約400字】</p>	<p>シラバスに基づいた授業展開がなされているかについては、カリキュラムの運営に関する事柄でもあることから、法学部内ではカリキュラム運営専門部会において定期的に検証を行っている。(資料4-3-8) シラバス作成にあたっては、法学部長から各教員に原稿作成依頼文書を発送することにより依頼するとともに、作成にあたっての注意事項を示している。内容に関して確認をおこない不備がある場合については、授業内容に関する表記が統一される等適正なシラバスとなるように修正等の指示をメール等でおこなっている。</p>		<p>従来、カリキュラム運営専門部会にて検証が行われてきたが、各教員の授業の展開計画およびそれを反映させたものであるシラバスに対する意識改善を図るために、専門の検討委員会が必要である。</p>		<p>シラバスと授業改善アンケートの内容を確認するための専門の委員会を、カリキュラム運営専門部会の下に設置する。</p>	<p>法学部内で、シラバスと授業改善アンケート調査を起点とし改善を図るPDCAサイクルを独自に確立する。</p>	<p>資料4-3-8 カリキュラム運営専門部会議事録</p>
<p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか</p>								
a	<p>◎授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。(成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等。(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制)【約400字】</p>	<p>法学部では学則(資料4-3-9)に基づき、2005年度入学者からGPA制度を導入し、S(100-90点)=GP4、A(89-80点)=GP3、B(79-70点)=GP2、C(69-60点)=GP1、F(59点以下)=GP0、T(未受験)=GP0の全学統一基準によっている。成績評価に関し、客観的な評価基準として用いられつつあり、現在、法曹コースや専門演習の選抜に際して利用されている。成績評価基準及び授業外に必要な学習内容については、全科目シラバスに明示している。</p>		<p>成績評価は各科目の担当教員の主観的判断に任されているため、各科目間及び同一科目間で評価が異なるように客観的な評価基準が必要である。 GPA制度は実質的に法曹コースや専門演習の選抜に際して利用しているのみであることから、今後積極的な活用方法を検討する必要がある。 また、単位が認定されなかった学生による成績照会が行われているが、成績評価等を不服する学生による不服申し立てがあった場合等に、学生・教員間だけでなく、客観的・第三者的な視点に基づいた手続が整備されていない。</p>		<p>各科目間および同一科目間で用いる客観的な評価基準の設定および科目ごとの評価基準の明確化を検討する。相対評価の導入を検討する。単位認定のあり方に関して、不服申し立てに関する客観的・第三者的な視点に基づいた手続の整備を行う。</p>	<p>カリキュラム運営専門部会において、GPA制度の積極的な活用を検討する。また、GPA制度以外の適正な評価方法につき検討をする。</p>	<p>資料4-3-9 明治大学学則 44条</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検項目について、必ず記述してください					Alt+Enterで箇条書きに
b ◎既修得単位の認定を大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。 【約100字】	学生が自ら留学先を探し学部が留学を認めた認定校や外国の協定校への留学については、本学部設置科目と同一科目の場合、現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定している。一方、本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても、現地での授業内容や時間数をシラバス等で確認できる場合には、関連する教員の意見を聞いた上で教授会に諮り、留学関係科目として認定している。(資料4-3-10) 半期履修制の全学的な導入により、海外留学関係科目数の認定が増えたことで、効率的に留学先単位を認定できている。2008年度～2011年度にかけて留学した6名(4年次に帰国)中、4名は留年することなく卒業できている。		学生の多様なニーズに応えるために、履修制度の柔軟な運用と他大学との間での単位互換制度を実施することが必要である。		カリキュラムにかかわる学部内の委員会を中心に履修制度の柔軟な運用方法および適切な単位互換制度の検討を進める。	資料4-3-10 明治大学学則 20条
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善(授業に関わるFD活動)に結びつけているか						
a ◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約800字】	法学部では、慣例的に「講座」(「英語講座」「民法講座」など)と呼ばれる科目担当者グループが非公式ながら実質的な授業改善の取り組みを行っている。具体的には、次年度の授業計画作成時に、科目の分担、教科書の選定、授業範囲等の議論をとおして、授業改善に踏み込んだ議論を行う他、適宜会議を開催し検討を行っている。そして、カリキュラム編成等へ反映させるべき事項については、カリキュラム運営専門部に意見を提出している。 また、外国語科目および総合教養科目の複数設置科目については、毎年度末に開催される「教科書会議」において授業担当者間の意見交換および調整を行っており、2012年度は3月1日に開催した(資料4-3-11)。法律専門科目の専任および兼任の授業担当者が意見交換する懇談会も毎年度始めに開催しており、2012年度は4月16日に開催した(資料4-3-12)。 法学部には15名の委員から構成される「法学部将来計画委員会カリキュラム運営専門部会」が設置されている。現行の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」に代わる新リテラシー科目の導入、およびコース必修科目について検討を行った。特に初年次教育とコース別の必修科目の検討については、カリキュラム運営専門部会のもとに「法学部初年次教育研究会」と「専門科目ワーキンググループ」を設置して、集中的な検討を行ない、科目グループ(「講座」)からの意見を参考に、「法律リテラシー」「教養基礎演習」ならびに「プロゼミア・B」の運用方法を変更し再編した。(資料4-3-13)。		授業改善のための独立した委員会が存在していない。		授業改善および各種検証事項を検討するためのFD委員会を設置する。 効率的でわかりやすい授業方法の開発と客観的な成績評価基準を確立するために、学部全体で授業改善に取り組む体制を構築する。	資料4-3-11 2012年度「教科書会議及び懇談会」の日程について 資料4-3-12 2012年度法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内について 資料4-3-13 専門科目ワーキンググループ記録(2012年4月12日、2012年5月17日、2012年6月28日、2012年7月26日開催)
b ●授業アンケートを活用して教育課程や教育内容・方法を改善しているか。 【約400字】	全学部共通フォーマットの学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。2012年度後期のアンケート実施科目数は867科目であり、実施率は28%であった。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。(資料4-3-14)(資料4-3-15)		アンケートが講義科目に限定されている。		授業改善および各種検証事項を検討するための委員会規定を整備する。 卒業生・既卒生に対する満足度アンケートを実施し、長期的な教育改善方法を発見する。 授業改善アンケートの結果や教員間の情報共有を通じて、効率的・効果的な授業方法および評価方法を確立する。	資料4-3-14 授業改善のアンケート実施の趣旨ならびに要領 資料4-3-15 明治大学データ表4-14 授業アンケートの実施状況
c ●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか 【約400字】	個別的な教育内容と教育方法の責任は各教員に委ねられているが、学部としての授業改善責任は学部執行部が負う。教育内容全体の改善については、法学部将来計画委員会カリキュラム運営専門部会が主体となって改善を図っている。2012年度は、同委員会および法学部初年次教育研究会・専門科目ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、初年次教育科目である「法律リテラシー」「教養基礎演習」ならびに「プロゼミア・B」の運用方法を変更し再編した。具体的には、過年度に実施した学生アンケートと教員アンケートをもとに、前期と後期に分散して開講されていた「法律リテラシー」をすべて前期開講とすることによって教育効果の向上を図り、また、クラス指定の必修科目とされていた「教養基礎演習」については、担当者により教育方法が異なることから、クラス指定による履修を廃し、「教養基礎演習」と「プロゼミア」から学生が選択することを可能とした。(資料4-3-16)(資料4-3-17)					資料4-3-16 カリキュラム運営専門部会記録(2012年7月12日、2012年7月26日開催) 資料4-3-17 専門科目ワーキンググループ記録(2012年6月28日開催)

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点 に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか							
a	<p>●課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 【なし～400字程度】</p>	<p>学位授与方針にしたがって卒業判定を行い、課程修了時の学習成果についてはGPAによって測定している。また、5コース制をとる法学部では、卒業生の進路と各コースの教育内容との整合性という観点から、間接的に全体としての学習成果を測定している。</p> <p>法学部では、課程修了に当たっての具体的到達目標を学位授与方針に示し、カリキュラム全体を通じて到達目標を育成している。更にシラバスで各科目ごとに到達目標が示されており、単位授与により、これらの学力の達成度を確認している。</p>					
b	<p>●学位授与にあたって重要な科目(基礎的・専門的知識を総合的に活かして学習の最終成果とする科目、卒業論文や演習科目など)の実施状況。 ●学位授与率、修業年限内卒業率の状況。 ●卒業生の進路実績と教育目標(人材像)の整合性があるか。 ●学習成果の「見える化」(アンケート、ポートフォリオ等)に留意しているか。 【約800字】</p>	<p>法学部では2010年度入学生から、3・4年次の「専門演習AⅠ・Ⅱ、BⅠ・Ⅱ」を必修とし、312コマを開講している。2012年度は3年次生の専門演習が必修となった。専門演習AⅠの単位修得者は989名中964名、97.4%、専門演習AⅡの単位修得者は990名中957名、96.6%である。</p> <p>2012年度の学位授与率は85.4%、修業年限内卒業率は86.9%であった。(資料4-4-1)卒業生の進路実績は、就職者613名、進学者100名である。その内、法科大学院進学者は73名、法学研究科進学者は13名、公務員110名、法令順守が強く求められる金融・保険業が133名と高い比率を示している。このような進路の結果は法学部の掲げる教育目標に概ね合致している。</p> <p>法学部の教員と学生を構成員とする明治大学法学会では、学生からの公募論文によって『法学会誌』(資料4-4-2)を毎年度公刊しているが、2012年の応募論文は11編、掲載3編であった。『法学会誌』への投稿については、募集要項において応募資格・投稿規定等を明記しており、応募論文については法学会が中心となり、専門科目担当教員に査読を依頼し評価の高い論文については、法学部学生・キャリア支援委員会奨学金専門部会による査読がおこなわれ、最優秀賞(1編)と優秀賞(若干編)が決定される。最優秀賞と優秀賞に選出された論文のみが『法学会誌』に掲載されるとともに、大澤芳秋基金より賞が授与され卒業式当日の学位記授与と同時に賞状および賞金を贈呈している。『法学会誌』は法学部学生全員に配布するとともに、国立国会図書館への納本、他大学への贈呈をおこなっている。</p> <p>また、専門演習等における学生の研究成果について、法学部では成果集の印刷補助を行い、2012年度は7編の成果集を作成した。</p> <p>成績優秀者、難関試験合格等で顕著な成績を修めたには学部長賞を授与し、卒業時に顕彰している。</p>	<p>5つのコース(法曹コース、公共法務コース、ビジネスローコース、法と情報コース、国際関係法コース)各々想定される進路に応じた授業科目が配当されている。その結果として、法科大学院進学者、公務員試験合格者、民間企業就職者ともそれぞれ相当数に達しており、コース別のカリキュラムが一定の成果を挙げている(資料4-4-3)。</p> <p>また、『法学会誌』、演習の成果集も一定の教育効果を示している。</p>	<p>法律リテラシー、専門演習でのゼミ論文集作成にインセンティブを与える方策を検討し、ゼミ対抗のプレゼン競技会といったものの開催を検討する。</p>			<p>資料4-4-1 明治大学データ表 4-4 卒業判定</p> <p>資料4-4-2 法学会誌</p> <p>資料4-4-3 明治大学就職キャリア支援センター報告書(2011年度)</p>
c	<p>●学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)を実施しているか 【約400字～600字】</p>	<p>授業改善アンケートにおいて、各授業への満足度および知的関心度を問う項目がある。2012年度後期の調査結果では、社会科学系科目について、「この授業の満足度はどの程度ですか」の質問に対して「高い」「やや高い」の回答の合計が88%、「授業に知的関心をもったと思いますか」の質問に対して「そう思う」「ややそう思う」の回答の合計が88%と、学生自身の学習に対する評価はおおむね肯定的である。(資料4-3-7)</p> <p>また、就職キャリア支援センター主催の「企業と大学との就職懇談会」において、各企業の人事担当者などから卒業生の評価について聞き取りを行うように努めている。</p>		<p>カリキュラムおよび授業の評価について、履修中のみならず、評価の客観性を高めるため、翌年度以降等の成績評価が確定したのちにもう一度同じ科目についてアンケートを行う。</p> <p>さらに、卒業生へのアンケートを実施する。懇談会の開催、ネット上のアンケートの実施等、就職先、卒業生による評価が可能となるような仕組みを検討する必要がある。</p>		<p>単位認定終了後のアンケートを実施する。</p>	<p>資料4-3-7 授業改善アンケート</p>

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 G列の点検項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
			【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(2) 学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか							
a	◎卒業・修了の要件を明確にし、履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。 ◎学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示すること。 【約200字】	法学部の卒業要件は、法学部に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、所定の単位を修得することであり、必要修得単位数は128単位である。 所定の単位の内訳は、総合教養科目群から選択必修科目12単位、日本語科目群から必修科目4単位、外国語科目群から選択必修科目16単位、保健体育科目群から必修科目2単位、法律必修科目群から必修科目24単位、演習科目群から必修科目9単位・選択必修科目2単位、各コース科目群から必修・選択必修科目44単位を含む128単位となる。 このことは、学部便覧(資料4-4-4, 37頁)およびシラバス(資料4-4-5, 18~19頁)の「卒業に必要な単位」の部分に記載している。		卒業に必要な単位の区分を「科目群」というカテゴリで管理しているが、このカテゴリを理解せず、卒業単位不足となる学生が何人かいる。		電子的な方法による問い合わせ、ウェブ上でのFAQ(よくある質問)を可能な限り多く提示する。	資料4-4-4 2011年度明治大学法学部便覧 p37 資料4-4-5 2011年度法学部シラバス pp18-19
b	●学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 【約600字】	卒業認定にあたっては、法学部事務室において単位要件を確認し、単位不足の学生のうち、卒業再試験該当者に対しては再試験を課したうえで教授会規程第7条(資料4-4-6)に定められた卒業判定教授会を開催し、学部教授会の審議事項として、厳正に学生の卒業認定を行っている。 また、3年早期卒業については2005年度以降入学生で、大学院(学校教育法第97条に基づき設置された大学院・法科大学院・専門職大学院)への進学希望者を対象としている。早期卒業希望者は、3年次前期に申請をおこない、教授会審議を経て申請が認められる。卒業判定に関しては、法学部卒業要件及び3年卒業要件を満たしていることを確認のうえ、教授会規程第7条(資料4-4-6)に定められた卒業判定教授会を開催し卒業認定を行っている。なお、早期卒業については、各年度のシラバス、法学部便覧や3年生履修説明資料に記載しており、3年次前期授業開始前にガイダンスを行っている。2012年度については、10名の希望者があり6名が早期卒業した。					資料4-4-6 明治大学教授会規程第7条

第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に 対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。							
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか (「AP」の全文記述は不要です)							
求める学生像の明示及び当該課程に入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示及び社会への公表							
a	<p>◎理念・目的, 教育目標を踏まえ, 求める学生像や, 修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を, 学部・研究科ごとに定めていること。</p> <p>◎公的な刊物, ホームページ等によって, 学生の受け入れ方針を, 受験生を含む社会一般に公表していること。【約400字】</p>	<p>本学部では「教育方針と教育目標」と「入学志願者に求める高校等での学習への取り組み」からなる入学者の受け入れ方針(「法学部入学者受け入れ方針」)を定め(2010年3月9日教授会), 明治大学ホームページ(資料5-1)および明治大学「入学試験要項」(資料5-2, 4頁)で公表している。この入学者受け入れ方針は, 「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念とすること, そのためには法的素養を身につけることが教育目標であること, この教育目標を入学後達成する上で入学志願者に高校で学習してきてもらいたいことを明示している。</p> <p>教育理念・目標達成のため, 学生募集と入学者選抜において, ①適切な学力判定のできる入試をすること, ②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること, ③偏差値主義の弊害を減らすこと, ④適正な規模の募集人数だけでなく, 学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること, という4つ主な具体的目標・目的を設定し, これらを踏まえつつ学生受け入れを行ってきている。</p>	<p>①明治大学ホームページ(資料5-1)の「法学部入学者受け入れ方針」へのアクセス件数が2011年度(11月以降)・1120件, 2012年度・2834件あり, 学部の教育理念・目標を知ったうえで志願してきている者が相当数いると言える。②大学入試センター試験利用入試3科目方式の選択科目にも理科と数学を追加した結果として, 微増ではあれそれら理科や数学の利用受験者の割合が増加しており(2013年度センター試験利用入試志願者3432名中, 理科利用志願者41.3%, 数学利用志願者36.0%。3科目方式志願者中, 理科あるいは数学利用志願者17.7%), 多様な学生に志願の途を拡げたといえる。③ケンブリッジ大学夏期法学研修講座参加(志願)者が毎年度定員枠を超えていることや授業科目「Introduction to Modern Law」「Business Law in English」「留学基礎講座A, B, C」の2010年度から2013年度を受講者総数が58名, 90名, 135名, 149名と増加してきており国際性に裏打ちされたリーガルマインド育成という理念に沿った学生の受け入れの点で効果が見え始めてきている。</p>	<p>①「法学部入学者受け入れ方針」へのアクセス件数は相当数あるとはいえ, 志願者数(2012年度入試4736名・2013年度入試4435名)に比しなおそのアクセス件数の割合は少なく, 学部の教育理念・目標を知ったうえで志願して来る者を増やす工夫を検討する必要がある。②明治大学のどの学部を受験しようかと思慮する学生向けには明治大学「入学試験要項」(資料5-2, 4頁)での「法学部入学者受け入れ方針」公表でよいが, 法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようか考えている受験生に向けたより実効性あるその公表の仕方を検討する必要がある。</p>	<p>①法学部は付属3高校から計115名の推薦入学者を受け入れてきているが, これら付属3高校との高大連携の一環として行う「公開授業」「特別進学講座」等の機会に「法学部入学者受け入れ方針」の具体的な内容説明(例えば, 法論的思考の関連では理数に得意な者やケンブリッジ大学夏期法学研修講座・海外留学制度等国際的関係の中で学ぶことに興味を有する者の入学を大いに歓迎すること等)を行うことを追求する必要がある。</p>	<p>①『法学部ガイドダンス』といった学部独自の冊子等にも「法学部入学者受け入れ方針」を掲載し, 志願者に周知する。②オープンキャンパスの法学部ガイドダンス参加者(2012年度・3170名)に対し「法学部入学者受け入れ方針」の説明を徹底する。</p>	<p>資料5-1 明治大学ホームページ「法学部入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー)」 (http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/03.html)</p> <p>資料5-2 2013年度入学試験要項 p.4</p>
障がいのある学生の受け入れ方針と対応							
b	<p>●該当する事項があれば説明する【約200字】</p>	<p>受験段階で, 志願者提出の「特別措置申請書」に基づき, 志願者の障がいレベルや入試実施・入学後の特別措置要望への可能な対応につき学部執行部で審議・回答し, その可能な対応を理解してもらったうえでなお志願者が受験を希望するのであれば, 当該入試の受験を実施し, 受け入れている。障がい者受け入れについての全学的なガイドラインがあるわけでもなく, 学部としては「志願があったら可能な範囲で対応」するというのが現状である。</p> <p>視覚障がい者の入学試験の実施にあたっては, 事前に点訳業者と綿密な打合せをおこなうことにより, 効率的で迅速な入試運営体制を実現している。</p> <p>また, 視覚障がい者については, 過年度に卒業生がいることから, 盲学校よりサポート体制が充実しているとの評価を受けていることもあり, 2010年度と2011年度に各1名が受験をしている。</p>					

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に 対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか</p>							
<p>a ●学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか、必要な規定、組織、責任体制等の整備しているか)【約400字】</p>	<p>学生の受け入れ方針にもとづき、以下の入学形態により入学者の選抜をおこなっている。</p> <p>①一般選抜入学試験 国語・外国語・地歴公民の3科目による試験の総合得点順位から判定する。英語の配点を高くしている。</p> <p>②大学入試センター試験利用入学試験 受験生に多様な理数系科目の選択を可能にするために、大学入試センター試験3・4・5科目による試験をおこなっている。総合得点順位から判定する。3科目方式においては国語・外国語の配点を高くしている。</p> <p>③全学部統一入学試験 全国8会場（札幌・仙台・東京・神奈川・名古屋・大阪・広島・福岡）において受験可能な入学試験として実施している。3科目による試験をおこない、総合得点順位から判定する。大学入試センター試験利用入試と同様に多様な理数系科目の選択を可能にしている。</p> <p>④推薦入学（指定校制）試験 法学部への入学を強く希望し、高等学校在学中に学業・課外活動・校外活動などの分野において特に優れ、かつ個性豊かな者を、指定した高等学校長から推薦をうけ、書類選考・面接による試験を実施している。</p> <p>⑤社会人特別入学試験（マスターズ入学試験） 勉学意欲旺盛な社会人に対して大学教育の門戸を開き正規の学生として受け入れることにより、生涯教育に帰することを目的として試験をおこなっている。試験は小論文と面接によりおこなわれる。</p> <p>⑥海外就学者特別入学試験 青少年期における海外生活で得た体験、知識などを活用し国際的に有能な人材を育成し、大学の国際性の向上を図るために海外就学者を対象に試験をおこなっている。小論文、プレゼンテーション、面接による試験を実施している。</p> <p>⑦付属高等学校推薦入学試験 付属高等学校を卒業見込みの者を、付属高等学校長からの推薦を受け、面接による試験を実施している。</p> <p>⑧スポーツ特別入学試験 明治大学体育会運動部の更なる強化と、勉学とスポーツを両立させようという強い意志のある者優秀な競技成績を収めた者に、面接による試験を実施している。</p> <p>⑨外国人留学生入学試験 外国人の入学希望者に対して、TOEFL、小論文、日本留学試験、面接による試験を実施している。（資料5-3）</p>					資料5-3 特別入試要項	
<p>(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか</p>							
<p>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性</p>							
<p>a ◎学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である。 ◎学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00である(学士課程)。【約200字】</p>	<p>収容定員に対する在籍学生数の比率の改善のためには学生収容定員減の追求の中で最終的入学手続き者数予測の不確定要素が大きい一般入試定員の割合を低めることが重要であるとして、その実現に努力してきた。この結果、2013年度より900名から800名への学生収容定員減がおこなわれた。2013年度は収容定員に対する在籍学生数比率は109.8%と適切である。（資料5-4） また、入学者定員超過率は、2009年度から2013年度の5年間平均で1.06であり、入学定員と入学者数の比率の適切性を実現している。</p>	<p>入学定員と入学者数の比率の適切性および収容定員に対する在籍学生数の比率の適切性を確保できている。</p>	<p>これらの比率がより一層1.00になるようその適切性を確保する。</p>	<p>一般入試合格者数判断における適切な情報確保に努力する。</p>	<p>各種情報を収集し、受験動向の把握に努める。</p>	<p>収容定員を800名の適切性を検証のうえ、あらためて700名まで減らす（資料5-5）ことを検討する。</p>	<p>資料5-4 明大データ表5-1 年度別入学定員と入学定員超過率 資料5-5 教授会議事録（2005年7月21日開催）</p>
<p>定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</p>							
<p>b ◎現状と対応状況【約200字】</p>	<p>過去5年間の収容定員超過率は1.08倍であり、若干の超過ではあるが授業運営に支障をきたすレベルには達していない。</p>						

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に 対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。	C列の点検項目について、必ず記述してください					Alt+Enterで箇条書きに
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか						
a	<p>●学生の受入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【400字】</p>	<p>法学部の入学者の受け入れ方針の検証については、毎年入学試験の経験や受験傾向等を踏まえ学部の「入試制度検討専門部会」で改訂の必要があるかを検討し、教授会にて審議をおこない、決定している。また、毎年教授会で、「法学部の入学者の受け入れ方針」に則り、各入試の入試科目や入学定員の見直しの要否が検討され、各「入学試験要項」が決定されている。</p> <p>入学者選抜に関する検証については、法学部の「入試制度検討専門部会」で行っており、必要に応じ教授会に諮られ審議される。入試方法、科目、配点のほか、推薦入試や特別入試等各入試の在り方を検討している。なお、この検証に関わっては、入試問題の外部評価制度に則り外部機関に入試問題の評価を委託し、学内的にはその評価を受けて入試問題の見直しや入試科目の追加等を行っている。</p> <p>各入試の合否判定は、各入試ごとに試験委員からの受験者状況・各科目の成績状況等詳細な報告の上、教授会において審議を行っている。</p>				

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。							
(1) 学生支援に関する方針を定め、学生への修学支援は適切に行われているか							
a	●修学支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	本学部の修学支援方針・進路支援方針は、「学生のニーズに応える教育」、「キャリア・プランニングへの支援とケア」と定めている。これは学部内学生・キャリア支援委員会で検討の後、教授会にて審議、承認されており、教職員共に共有されている(資料6-1, 38-42頁)。また、この方針は明治大学のホームページにも掲載され、学生に対しても公表されている(資料6-2, 6-3)。				資料6-1 「2013年度教育研究年度計画書」 資料6-2 明治大学ホームページ「法学部教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」 http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/class/faculty_cp.html 資料6-3 明治大学ホームページ「法学部就職支援体制」 http://www.meiji.ac.jp/hogaku	
b	●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約400字～800字程度】	○2005年度から半期の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」を導入し、「プロゼミ」と併せ、すべての学生が1年次に少人数ゼミを履修することになった。これは高校教育から大学教育への勉学上の自立を促す橋渡しを目的としたものである。同時に、大学生活における悩みや進路相談など、勉学に関連する生活相談の相手として担当教員が対応することによって、初年次における留年および休・退学に対処できる仕組みとなっている(資料6-1, 36頁;資料6-4, 20-24頁)。 同様に、2010年度入学者から3年次・4年次の専門演習(ゼミ)を必修化し、3・4年次においても上記同様のきめ細かな指導ができる態勢をとった(資料6-1, 39頁;資料6-4, 14-17頁) 2013年度より学生の要望等を参考にカリキュラム改正をおこない、「法律リテラシー」を1年前期に全員履修するように変更をおこなった。 ○2011年度入学者から1年次から2年次へ進級するための進級制度(資料6-4, 10頁)に変更し、初年次における修学態度をチェックしている。年度末において進級条件に満たさない可能性のある学生に対して前もって個別相談・指導を実施するとともに、原級生(資料6-3)に対しては新学期始めにガイダンスを実施し、修学態度の早期改善を指導している。 ○全学的な学習支援とは別に、2010年度から一般学生を対象とした学習支援制度をスタートさせた(資料6-2, 5頁)。毎週平日に学習支援室を開室し、年間を通して、個別相談、成績不振者面談、定期試験直前期支援を実施している(資料6-5, 8-9頁)。 ○2011年度から視覚障がい者(全盲)1名、聴覚障がい者(ろう)1名の計2名が在籍しており、学部として次のような支援をおこなった(資料6-2, 11頁;資料6-1, 44-45頁)―― ・兼任を含む教員全員に上記の障がいのある学生が在籍していることを通知し、授業の行い方などに関してさまざまな協力を依頼した。 ・一般学生にも可能な限り障がいのある学生の手助けをしてくれるように呼び掛けた。 ・一般学生に支援ボランティアを募り、「障がい学生学習支援チーム」を立ち上げ、視覚障がいの学生に対しては通学サポート、聴覚障がいの学生に対してはノートテイクの支援(1授業当たり2～3人)を行う体制を整えた(資料6-6)。2011, 2012年度には他学部の学生も含め30名以上の学生が協力してくれた。 ・障がいの種類に応じ教員に対しては点字訳のための前もっての講義レジュメの手渡しやゆっくりとした口調での講義等の要請、学生ボランティアによる受講講義科目ごとの受講支援体制の確保等を行っている。 ・全学的な「障がい者支援センター」の創設と専任のコーディネーターの配置を、2011年度から学部として要望していたが、2012年度より教務事務部に設置された。 ○外国人留学生に対して、2003年度からTAルームによる学習支援を実施している(資料6-2, 5頁;資料6-1, 39頁)。	○2011年度から導入された1年次から2年次への進級制度における原級者は、15人(1.7%)であり、初年次における修学指導(ガイダンスや個別相談、「法律リテラシー」や「教養基礎演習」)の効果が上がっている(資料6-3)。 ・成績不良者に対して教務主任が面談を行うことにより、単位を修得し、4年間で卒業する者が増えている。 ○2012年度末に、「障がい学生支援に関する法学部懇談会」を開き、障がい学生から1年を振り返っての感想を聴取した。教員の授業方法や支援チームのチームワークについていくつか問題が指摘されたが、概して本学部の支援体制に満足とのことだった(資料6-7)。 教員・事務職員・ボランティア学生の協力ののもと、2名の障がいのある学生が2年で教養課程を修了できた。	○学習支援室は、駿河台キャンパスで利用者が少ない。また、和泉キャンパスでは、通常期の利用者数は芳しくないが、期末試験前になると利用者が急増している(資料6-5, 8-9頁)。 ○障がい学生支援における学部単独対応の限界(資料6-2, 11頁) ・聴覚障がい者が複数になったとき、それに見合う人数のボランティアを集めることは困難。 ・障がいの状態によっては、点訳、介助、手話通訳などさまざまな支援が必要となる。 ・試行錯誤の末に作り上げた障がい学生支援のノウハウとマニュアルが、法学部内でさえ継承されていく保証がない。また、他学部がそれを必要とする時、それを十分に活用できないという問題点がある。 ○留学生と学生との間で、相互に母語や地域文化を教え合うようなシステムないために、文化交流を阻害している。 教員の資質を向上させていく一方で、海外就学者、留学生、スポーツ特別入学者、障がい学生等、多様な学生に対応するための教育補助体制(TA制度及びチューター制度)を強化することも必要である。	学生アンケートを実施し、学習支援体制をさらに強化する。 障がいのある学生がさらに2年で専門課程を終え、無事4年で卒業・社会進出できるよう支援体制を組む。 また、大学における学生生活全般にかかわる法学部学生の要望を迅速かつ効果的に受け入れるシステムの早期導入を検討している。	○執行部において学習支援に関して、駿河台キャンパスのより高いレベルを目指す学生に対して、教員のオフィスアワー(予約制)の設置を検討する(資料6-1, 39頁)。 ○執行部において、留学生に対して(資料6-1, 44頁)、(資料6-2, 10頁) ・TA・RA制度を活用し、日本語学習や学習指導を含む法学部独自の個別的な学習支援体制をより充実させていく。 ・TA制度に加えて、キャンパス・システムの中で、各々の留学生に個別のSA(スチューデント・アシスタント)を配するシステムを検討する。 ・日本人学生との交流を深めるために、国際交流ラウンジとともに、タンデム式学習を検討する。 ・留学生の母国語が教えられている授業にゲスト・スピーカーとして呼ぶことによって、日本人学生の留学に対するためらいを緩和するとともに、留学生受け入れに優しいキャンパス作りを目指す。 教育補助体制(TA制度及びチューター制度)を強化する。 障がい学生に対するボランティア学生を確保する。	資料6-4 「2012年度法学部シラバス」 資料6-5 「2012年度明治大学学習支援報告書」 資料6-6 「ノートテイク募集」のチラシ 資料6-7 「障がい学生支援に関する法学部懇談会」議事録

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		【効果が上がっている点】 F列の現状から記述	【改善を要する点】 F列の現状から記述	【効果が上がっている点に対する発展計画】 G列における伸張項目	【改善を要する点に対する発展計画】 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検項目について、必ず記述してください					Alt+Enterで箇条書きに
(2) 学生の進路支援は適切に行われているか						
◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】	○将来の進路に応じた5コース制(法曹、公共法務、ビジネスロー、国際関係法、法と情報)を設けており、1年次の秋にコース選択ガイダンスを行っている(資料6-4, 15-23頁, 資料6-8)。 ○2010年度入学者から必修化された専門演習(ゼミ)の担当教員及びゼミOB・OGが中心になって就職支援を行っている(資料6-2, 7頁)。 ○「法学部ジョブインターンシップ・プログラム」(資料6-9) 学部独自のインターンシップ制度で、夏期休暇期間中に実施し、希望学生を企業・団体の法務部や法務関連部署に派遣している。 ○法学会：本学部全教員が会員となっている学生主体の機関によって、キャリア支援・形成のさまざまな活動を実施している。法学会は法学部長を会長として、その下に関東学生法学連盟部、教養部、広報部、編集部、総務部、会計部、法律相談部の7部が置かれており、それぞれに法学部教員を部長として配置している。とりわけ法律相談部は、駿河台キャンパスにおいて毎週無料法律相談をおこなっており、夏期休暇中には毎年、地方にて出張相談会を開催している。 (資料6-10)(資料6-11)(資料6-12)(資料6-13) ・就職懇談会：3・4年次生を対象に、内定を得た本学部4年生によるエントリーシートの手書き方や面接指導(模擬面接)といった実践的指導。 ・インターンシップ講演会：就活の基本、内定学生による座談会、行動指針を定めるワークショップ。 ・会社経営者による講演会・シンポジウム。 ・裁判所事務官を志望する者を対象とする講演会。 ・裁判所見学(裁判傍聴)、各種法律討論会への参加、刑務所見学、無料法律相談。 ○法制研究所(資料6-10) 国家試験指導センター内に置かれ、その運営は法学部が中心におこなっている。法制研究所長は法学部長が務めている。 将来、裁判官・検察官・弁護士を目指す者に対して、基礎から専門科目までの学習を指導し、法律専門職(法曹)試験合格へのステップアップをはかっている。 外部機関との連携により1年生対象の「憲民刑入門講座」、2年生対象で商法、民事訴訟法・刑事訴訟法及び行政法並びに法科大学院への進学対策としての「商訴行政・適性入門講座」を開催している。	学部ジョブインターンシップ・プログラム、および法学会や法制研究所の活動に参加することによって、学生が具体的な就業イメージを形成することに役立っている。	学部独自のインターンシップ制度は、希望学生数に対し派遣先企業・団体数が不足している。	キャリア支援の各種イベントについてのカレンダーを作成する等、学生にとってよりアクセスしやすいものとする。	1・2年生を対象とする会社経営者等(法学部OB・OG)による講演会やシンポジウム、裁判所事務官を志望する者を対象とする講演会等を開催し、学生が早い段階から将来に向けた準備を整える手助けをしていく(資料6-1, 41-42頁)。さらに、学生主催の就職関連行事へのさらなる支援をおこなう。	これまでの成果を検証の上、インターンシップ・プログラム受け入れ企業・組織をさらに拡充していく予定である(資料6-2, 8頁)。 資料6-8 「法学部コース制ガイダンス実施」についての掲示 資料6-9 「2012年度法学部インターンシップ募集」要項 資料6-10 学部ガイド 資料6-11 「法学会」の各種募集の掲示 資料6-12 「法制研究所」の講座参加者募集の掲示 資料6-13 学事記録

第10章 内部質保証

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p> <p>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか</p>							
a	<p>◎自己点検・評価を定期的に行い、公表していること 【約400字】</p>	<p>法学部における自己点検・評価は、学部内に設置された「法学部自己点検・評価委員会」によって毎年行われている。本委員会は、学部長指名による委員長・副委員長各1名のほか、教務主任2名、学部長指名による委員3名、計7名で構成されている。</p> <p>内部質保証システムの検証・評価に関しては、可能な限り具体的で明確な根拠を示し、客観的に検証することを目標としている。そのため、構成メンバーには他大学出身あるいは他大学での教育経験を有する教員（計8名）を加えることにより、外部的な視点を加えた客観的な評価が可能となるよう配慮している。また、教務主任2名を加えることによって評価結果が学部改善に具体的に反映される体制を構築している。</p> <p>自己点検・自己評価報告書の作成手順として、例年4月ないし5月に委員会を開催し、点検項目の検討課題について審議し、分担執筆によって原案を作成する。その原案を執行部会議に示し、執行部による年度計画書作成に反映できるようにしている。その後、再度委員会を開催し、修正案を作成し、全学の手続きを経てホームページに公開している。</p> <p>2011年度法学部自己点検・評価報告書はホームページで公表している（資料10-1）。</p> <p>2013年度よりアンケート集計した際の、学生の要望等を参考にカリキュラム改正をおこない、「法律リテラシー」を1年前期に全員履修するように変更をおこなった。</p>	<p>資料に基づく客観的評価を行うことで改善の具体的方向を示し、年度計画等に反映されている。</p>		<p>各種資料の効率的・効果的収集の手順を確立する。</p>		<p>資料10-1 明治大学ホームページ「2011年度点検・評価報告書」</p> <p>(http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/6t5h7p00000a1rjd.html)</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで簡条書きに
(2) 内部質保証システムに関するシステムを整備し、適切に機能させているか							
a	<ul style="list-style-type: none"> ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること ●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ● 文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること【800字～1000字程度】 	<p>法学部の内部質保証の基本方針は、全学の方針に従い「自己点検・評価委員会」を主体として、毎年、報告書を作成するとともに、その結果を学部執行部・各種委員会・教授会にフィードバックすることにより、教育・研究の改善を図っている(資料10-2)。</p> <p>自己点検・評価結果については、執行部が確認し、改善内容について執行部が学部各種委員会(カリキュラム運営専門部会・人事計画委員会、入試制度検討専門部会等)に諮問し、その答申結果を教授会の議をへて年度計画に反映することによって、学部全体としての内部質保証のシステムを構築している。</p> <p>学部内の組織等については学部執行部が、教育内容についてはカリキュラム運営専門部会が中心となり、随時問題点の発見・改善に努めることでPDCAサイクルを形成している。2012年度は、評価結果を受けて、国際化に関して、「法学部グローバル人材育成のためのワーキンググループ」を設置し(資料10-3)、カリキュラムに関しては、初年次教育の改革、必修科目の見直し、コース必修科目の新設等を行った。(資料10-4資料10-5)</p> <p>学部外からの意見については、法学研究科ならびに法科大学院執行部との意見交換を行っている。また、学外からの意見については、父母会における相談、法学部インターンシップ運営専門部会における協力企業担当者との意見交換等とおして質保証の参考としている。</p> <p>前回認証評価以後は、改善アクションプランを作成し、指摘事項の改善を図った。</p>	<p>国際化への対応、カリキュラム改革など、PDCAサイクルに基づく改善が着実に進んでいる。</p>	<p>自己点検・評価報告書には学部の具体的な行動を促すための制度的な保証がないため、自己点検の結果を効率的に学部運営に反映できない可能性がある。</p>	<p>改善の効果を定量的に評価する手法を開発し、改善のためのインセンティブを高める。</p>	<p>恒常的に行っている自己点検・評価の成果を生かすために、学部内の規定を整備する。</p>	<p>資料10-2 自己点検評価委員会記録(2012年4月19日、2012年10月25日開催)</p> <p>資料10-3 資料1-2に既出</p> <p>資料10-4 資料4-2-2に既出</p> <p>資料10-5 資料4-2-3に既出</p>